

ナヴィゲーション・インストラクター規程に関するガイドライン

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

普及・指導委員会

ナヴィゲーション・インストラクター資格認定小委員会

ナヴィゲーション・インストラクター（以下「N I」という）規程に関連する基準を以下の通り定める。

第1条 N I 養成講座の受講条件

N I 規程第8条第2項に記載される「地図を使った十分なアウトドア活動経験」は以下のいずれかの条件を満たしていることを基準とする。

- ・ ナヴィゲーションスキル検定（ゴールド）9点以上合格
- ・ オリエンテーリング競技歴10年以上（年5回程度の出場を継続）
- ・ 日本オリエンテーリング選手権（個人競技）出場経験
- ・ （公社）日本オリエンテーリング協会認定資格者（オリエンテーリング・インストラクターを除く）
- ・ （公財）日本スポーツ協会「山岳コーチ1」以上の公認スポーツ指導者
- ・ 日本山岳ガイド協会登録ガイド
- ・ 公募されたナヴィゲーション講習での指導経験がある
- ・ 上記に相当する経験を有する

第2条 N I 養成講座の一部免除

N I 規程第8条第3項に記載される「養成講座の一部を免除」について以下の通り定める。

1. 免除対象者

以下の者を免除の対象とする。

- ・ （公社）日本オリエンテーリング協会認定資格者（オリエンテーリング・インストラクターを除く）
- ・ （公財）日本スポーツ協会「山岳コーチ1」以上の公認スポーツ指導者
- ・ 日本山岳ガイド協会登録ガイド

2. 免除内容

N I 養成講座の内容は、以下の①～⑥で構成されている。

- ① ナヴィゲーション指導の要点
- ② ナヴィゲーションスキル検定について
- ③ 屋外講習の計画と実践
- ④ 屋内講習の計画と実践
- ⑤ 資料や地図の作成について
- ⑥ 講習会のアシスタント

第1項で示した対象者に対して、それぞれ以下の項目を免除することができる。

- ・ （公社）日本オリエンテーリング協会認定資格者
・・・⑤および⑥
- ・ （公財）日本スポーツ協会「山岳コーチ1」以上の公認スポーツ指導者および日本山岳ガイド協会登録ガイド
・・・⑥

3. その他免除対象

その他特段に考慮すべき実績がある受講者に対しては、N I 資格認定小委員会の検討を経て、普及・指導委員会が他の項目についても免除することがある。

第3条 N I 認定要件

N I 規程第4条第2項に記載されるN I「認定に必要な基準」について以下の通り定める。

- ① 最低12時間からなるN I 養成講座を受講すること。
- ② N I 養成講座で要求される所定の課題をおこなうこと。
- ③ N I 養成講座講師（マイスター）が講師を務めるナビゲーション講習においてアシスタントを務めること（免除者を除く）。なお、原則としてアシスタントへの謝金・交通費の支給はない（一部支給される講習もある）。

2. 希望者は、第1項に基づく申請をN I 資格認定小委員会に行う。普及・指導委員会は、N I 資格認定小委員会が認めた者をN I として認定する。

第4条 N I 養成講座講師（マイスター）委嘱に関する要件

N I 規程第7条第2項に記載される「N I 養成講座講師（マイスター）」は、原則として以下の①～③の条件を満たす者とする。

- ① N I であること。
- ② 読図に関する講習会（または研修会）等の講師を、累計で30日以上していること。
また、そのうち2分の1は参加者が公募されたものであること。
- ③ N I 養成講座のアシスタントを務めた経験があること。

2. 委嘱にあたっては、(a) これまでの読図活動について簡単な履歴、(b) 講師をしたことがある講習会（または研修会）等について、名称・期日・場所・主催団体が記載されたリストをN I 資格認定小委員会に提出する。普及・指導委員会は、N I 資格認定小委員会が認めた者を「N I 養成講座講師（マイスター）」として委嘱する。
3. （公社）日本オリエンテーリング協会の会員または理事会の推薦を得た者は、第1項③を免除して第2項の手続きを実施することができる。

第5条 N I 更新の免除に関する要件

N I 規程第12条第4項に記載される更新の免除について以下の通り定める。

- ① 登録有効期間内に普及・指導委員会ナビゲーション・インストラクター資格認定小委員会の委員であった者は登録料の納付を免除する。
- ② 以下のいずれかの条件を満たした「N I 養成講座講師（マイスター）」は更新講習の受講を免除する。
 - ・登録有効期間内に養成講座の講師を務めた者
 - ・登録有効期間内に「N I 養成講座講師（マイスター）」向け研修を受講した者

附 則

- ・本ガイドラインは、令和8年4月1日に制定し、施行する。
- ・このガイドラインの制定をもって「ナビゲーション・インストラクター規程に関する内規」を廃止する。
- ・令和8年9月5日改定